

平成21年第1回瑞穂市議会臨時会会議録（第1号）

平成21年5月21日（木）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員の選任
- 日程第5 議会運営委員の選任
- 日程第6 承認第1号 平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）の専決処分について
- 日程第7 承認第2号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分について
- 日程第8 承認第3号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について
- 日程第9 承認第4号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分について
- 日程第10 議案第32号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10までの各事件

追加日程第1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

本日の会議に出席した議員

1番	清 水 治	2番	土 屋 隆 義
3番	熊 谷 祐 子	4番	西 岡 一 成
5番	庄 田 昭 人	6番	森 治 久
7番	棚 橋 敏 明	8番	広 瀬 武 雄
9番	山 田 隆 義	10番	広 瀬 捨 男
11番	松 野 藤 四 郎	12番	土 田 裕
13番	小 寺 徹	14番	若 井 千 尋
15番	小 川 勝 範	16番	堀 武
17番	星 川 睦 枝	18番	藤 橋 礼 治
19番	若 園 五 朗	20番	広 瀬 時 男

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	豊 田 正 利
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	奥 田 尚 道
総 務 部 長	新 田 年 一	市 民 部 長 兼 巢 南 庁 舎 管 理	伊 藤 脩 祠
福 祉 部 長	石 川 秀 夫	都 市 整 備 部 長	福 富 保 文
調 整 監	水 野 幸 雄	環 境 水 道 部 長	河 合 信
会 計 管 理 者	広 瀬 幸 四 郎	教 育 次 長	林 鉄 雄

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	鷲 見 秀 意	書 記	清 水 千 尋
書 記	棚 瀬 敦 夫		

### 開会及び開議の宣告

議長（小川勝範君） ただいまから平成21年第1回瑞穂市議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小川勝範君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号18番 藤橋礼治君と19番 若園五朗君を指名します。

### 日程第2 会期の決定

議長（小川勝範君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日だけの1日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日だけの1日間と決定をしました。

### 日程第3 諸般の報告

議長（小川勝範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

4件報告します。

まず3件について、鷲見議会事務局長より報告させます。

議会事務局長（鷲見秀意君） 議長にかわりまして、3件報告します。

まず1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第3項の規定により監査委員から受けております。

検査は平成20年2月分と平成20年3月分が実施されました。まず2月分については、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないと認められた。

なお、改善願いたいこととして、1.入力漏れ、ミスが発生した場合において、現在処理した月ではなく実際の月に遡及して計上している。このことは、前月の検査調書との整合性が無いこととなる。検査月の前月末累計には前月の当月末累計が計上されるべきであり、システムの問題であれば入力方法等検討され、適正に処理していただきたい。2.資料としての収入報告書については、検査調書に基づいたものを提出願いたい。保育料において、検査調書上不納

欠損額が計上されているのに、収入報告書の滞納繰越分が減額されていなかった。財務会計システムと収納管理システムを一体化させ、一元管理できるようなシステムの構築を検討いただければこのようなことは起こり得ないと考えるとの報告でした。

次に、3月分については、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないと認められた。

なお、改善願いたいこととして、歳入において、収入金があるのに調定が行われていない。また、調定は行われているが金額の誤りがあり、適正に処理していただきたいとの報告でした。

2件目は、岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合議会の結果報告です。

3月30日に同組合の平成21年第1回定例会が開催されました。管理者から提出された議案は1件で、平成21年度当初予算です。予算案は、総額を1億2,478万1,000円とする内容で、平成20年度当初予算と比較すると733万9,000円、率にして6.2%の増となります。主な増額理由は、訓練指導体制の強化を図るため嘱託理学療法士1名を採用するものなどです。当市の分担金は人口割が127万2,000円で、前年度比2.1%の減、また瑞穂市の児童2人がこの施設を利用されていることから、利用者割が183万4,000円ほど見込まれるとのこと。この議案は原案のとおり可決されました。

3件目は、市議会議長会関係の報告です。

4月23日に東海市議会議長会の定期総会が豊橋市で開催され、議長、副議長と私の3人が出席しました。総会では、まず開会式が行われ、続いて表彰式と会議に入りました。表彰式では、議員15年以上の表彰として山田隆義議員に表彰状が贈呈されておりますので、後ほど伝達を行いたいと思います。会議では、会務報告の後、平成20年度決算や平成21年度予算など12議案を審議し、いずれも原案のとおり可決、承認されました。なお、役員改選で、当市は岐阜県の理事に選任されました。また、来年度の会長都市は沼津市に決定しました。以上でございます。議長（小川勝範君） 関連して4件目は、慶弔に関する事項の報告です。

先ほど報告しましたとおり、東海市議会議長会の定例総会において、山田隆義君に表彰状が贈呈されておりますので、皆さんに御報告申し上げます。

ただいまから伝達式を行います。

山田隆義君、演壇に上がってください。

〔9番 山田隆義君 登壇〕

議長（小川勝範君） 表彰状、瑞穂市、山田隆義様。

あなたは市議会議員の要職にあること15年、鋭意市政の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。よって、本会表彰規定によりこれを表彰します。平成21年4月23日、東海市議会議長会会長 豊橋市議会議長 大沢初男（代読）。

〔表彰状伝達〕（拍手）

議長（小川勝範君） ただいま表彰されました山田隆義君があいさつをしたいということです。  
山田隆義君。

9番（山田隆義君） ただいま議長のお許しを得まして、一言お礼のあいさつを申し上げます。  
東海市議会議長会において、議長の御出席のもとに表彰式が行われまして、私に表彰状の授与ということで、大変光栄の至りでございます。

若輩の身でございますが、穂積町時代から一番古参として現在7期目、この重責を果たしながら現在に至っておるわけでございます。しかし、まだまだ余力の許す限り一生懸命頑張っていく所存でございますが、こうして表彰が受けられましたのも、皆さん方の格段の御協力、御支援のもとになされたものと思っております。今後、残された期間は皆さん方の御意見、御叱咤、御激励のもとに頑張っていく所存でございます。よろしく願いいたします。本当にありがとうございました。

議長（小川勝範君） おめでとうございました。

以上、報告した4件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。これで諸般の報告を終わります。

市長から行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方から行政報告をさせていただきます。

平成21年の第1回瑞穂市・神戸町水道組合議会定例会について報告をさせていただきます。

定例会は去る平成21年3月27日に開催され、管理者として出席をしましたので、その状況について報告をいたします。

議案としましては2件であり、すべて承認されました。

議案の第1号でございます。平成20年度瑞穂市・神戸町水道組合会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ11万6,000円を減額し、予算の総額を1,380万8,000円と決めました。歳入につきましては、水道使用料を30万円の減額と、財産収入、これは預金利子でございますが18万4,000円の増額によるもので、歳出につきましては財産管理費、これは修繕料30万円の減額、基金積立金を18万4,000円増額補正するものであります。

議案第2号でございますが、平成21年度瑞穂市・神戸町水道組合会計予算について。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,597万7,000円に定めるものでございます。その内容は、配水管路網の見直しの結果に基づいて、配水管の端末管の解消等の工事請負費の増額、薬液注入器の取りかえ等でございます。主な財源は、水道使用料641万2,000円、基金積立金からの繰入金710万円、その他246万5,000円であります。事業費につきましては、工事請負費525万円、修繕料222万5,000円、設計委託料105万円等でございます。

以上で、行政報告とさせていただきます。

議長（小川勝範君） これで行政報告は終わりました。

#### 日程第4 常任委員の選任

議長（小川勝範君） 日程第4、常任委員の選任を行います。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前9時31分

再開 午前9時52分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、総務常任委員会に、庄田昭人君、山田隆義君、小寺徹君、若園五朗君、広瀬時男君。

産業建設常任委員会、清水治君、熊谷祐子君、森治久君、小川勝範、星川睦枝君。

厚生常任委員会、西岡一成君、松野藤四郎君、土田裕君、若井千尋君、堀武君。

文教常任委員会、土屋隆義君、棚橋敏明君、広瀬武雄君、広瀬捨男君、藤橋礼治君、以上のとおり指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより各常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行いたいと思います。

総務常任委員会は議員会議室、産業建設常任委員会は議会図書室、厚生常任委員会は第2議員会議室、文教常任委員会は正副議長室をお使いください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前9時54分

再開 午前10時38分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

各常任委員長及び副委員長が決定しましたので御報告します。

総務常任委員会委員長 若園五朗君、副委員長 庄田昭人君。

産業建設常任委員会委員長 星川睦枝君、副委員長 森治久君。

厚生常任委員会委員長 松野藤四郎君、副委員長 堀武君。

文教常任委員会委員長 藤橋礼治君、副委員長 広瀬武雄君。

以上のとおりでございます。

日程第5 議会運営委員の選任

議長（小川勝範君） 日程第5、議会運営委員の選任を行います。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前11時06分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によりまして、星川睦枝君、藤橋礼治君、西岡一成君、小寺徹君、山田隆義君の5名を指名したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思えます。議会運営委員は第2議員会議室に御参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時18分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

議会運営委員会の委員長に藤橋礼治君、副委員長に小寺徹君が決定しました。御報告します。

ただいま議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しましたとおり、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査申し出書が提出されました。

お諮りします。この件は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として審議することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として審議することに決定をしました。

追加日程第1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（小川勝範君） 追加日程第1、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題にします。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

日程第6 承認第1号から日程第10 議案第32号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第6、承認第1号平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）の専決処分についてから、日程第10、議案第32号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

市長提出議案について、提出理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 本日、平成21年第1回瑞穂市議会臨時会を開催させていただきましたところ、議員の皆様にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、昨年の秋、世界的な経済危機に見舞われ、その影響、そして今後の情勢について国も地方も把握しかねている現状の中、市民生活への影響も深刻であると考えられるところでございます。

そこで、今回、6月1日を基準日として支給される夏季の職員の期末手当及び勤勉手当の見直しを初めとする関係する4条例の改正を行うべく、緊急に皆様に御審議賜りたくお集まりをお願いしたところでございます。

議案としましては、平成20年度一般会計の補正予算（第7号）の専決処分の承認が1件及び条例を改正する専決処分の承認を3件お願いするほか、冒頭に申し上げました期末手当及び勤勉手当の見直しに係る四つの条例の改正をまとめて改正する条例案の1件であります。

それでは、その提出議案の概要を個別に説明させていただきます。

承認第1号平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）の専決処分についてであります。

今回お願いする補正予算の専決処分の承認を求める内容は、款で土木費、項の道路橋梁費、道路維持費を1,100万円繰越明許したものでございます。これは、別府地内の水路を暗渠にし、道路改良を行う工事において、工事立ち会いなどを含め年度内に工事を完成させるのが困難となり、繰り越しせざるを得なくなったため補正予算を行ったもので、これを報告し、承認を求めるものであります。今後は、綿密な計画による工事発注と、十分な工期設定及び地域の調整

などに配慮しながら進めてまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

承認第2号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布されたことに伴い、個人住民税において住宅借入金等特別税額控除の創設や、固定資産税の負担調整措置の延長などの改正による市税条例の関係部分を改正し専決処分しましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

承認第3号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律及び国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、介護納付金の賦課限度額などを見直す改正を行い専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

承認第4号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分についてでございます。

瑞穂市附属機関設置条例に掲げる委員の報酬額について改正を行い、専決処分したものでありますが、この改正は昨年9月の定例会において、附属機関を整理し、表題条例を整備したものでございますが、本来「日額」と表記すべきを「月額」と誤ったものであります。幸いこれに伴う実質の予算執行等に不都合はなかったものの、緊急を要する内容のため、専決処分により改正をさせていただきました。今後は、かかることのなきよう徹底させてまいりますので、御理解を賜りまして、議会の御承認をお願いするものであります。

次に、議案第32号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

御承知のように、日本経済は今未曾有の経済危機に直面しておりますが、こうした経済状況を踏まえ、国の人事院において緊急に夏季に支給される民間企業のボーナスの調査が実施されまして、これに基づく勧告が平成21年5月1日に出されました。この勧告を受けまして、同日付で国より通知が発せられているところでございます。

市としましても、これら状況にかんがみまして、当市の職員、議会の皆様、私ども常勤の特別職職員についても何らかの措置が必要と考え、今回、国の人事院勧告に沿った減額措置を行うこととし、関係する四つの条例を改正することとしたものであります。どうか御理解を得まして、審議賜りますようお願いをします。

以上、よろしく御審議のほど、適正な御決定をお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

議長（小川勝範君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりまして、午後1時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時28分

再開 午後 1時01分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております承認第1号から議案第32号までを、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております承認第1号から議案第32号までは、委員会付託を省略することに決定をしました。

これより承認第1号平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）の専決処分について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号を採決いたします。

承認第1号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、承認第1号は承認されました。

これより承認第2号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 12番 土田裕君。

12番（土田 裕君） 議席番号12番、日本共産党、土田裕です。

承認第2号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての反対の意見を述べさせていただきます。

この法案は、一部年金から市民税を徴収する特別徴収、天引きするという法案でございます。

今、厳しい環境の中で、国民健康保険税並びに後期高齢者医療制度に伴う保険料、介護保険料の徴収と、さまざまなものが年金から天引きされている現状でございます。

そのように今貧困層、ワーキングプアが広まりつつある中で、老人並びにその世帯を持っている方々の収入が減っておる大変厳しい状況の折、これを福祉の気持ちで思えば、国の法制であって、最低の年金から18万円は保障する、その法律はありますが、猶予はありますが、やはりこの中で一番問題は、いかにしてこの厳しい環境の中で送られている生活を守らなければいけない。それなのに年金から天引きして市民税を徴収する法案が出てきた以上、私たち日本共産党として反対意見を述べさせていただきます。何とぞそのような御理解を賜りますように、御審議をよろしくお願いいたします。よろしく申し上げます。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 9番 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 賛成の立場で意見を述べさせていただきますと思います。

これは一般市民税ですね。一般市民税はどうしても払わなきゃならん金ですね。適正に課税されている以上、天引きされようがされまいが払わなきゃならんお金なんです。それは土田議員もおわかりだと思んですが、天引きを反対だと。それなら市民税はえらければ払わんとてもいいんですか。年金から引くことについては絶対反対だと。もらう分はもらって、生活がえらければ払わなくてもいいと、生活優先だということで払わなくてもいいということなんでしょうかね。私は、適正に課税されている以上、どういう形にせよ払わなきゃならんわけですね。

それで、行政の効率化、時代の流れ、そういうのを踏まえると、どうせ払わなきゃならん金であれば、年金から市民税を天引きしたとしても五十歩百歩じゃないか。

あえて僕は賛成討論をする気はなかったんですけども、だれかが賛成討論をされるだろうと。しかし、議案が否決されれば、僕が出る幕ではなかったかなあと思うんですけども、恐らくは賛成多数で可決されるものと思っておりますが、よかれ悪かれ払わなきゃならんお金でありますので、行政の効率化をいろいろ勘案しますと、賛成をしたいと思っております。賛成の立場で意見を述べさせていただきました。

議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 4番 西岡一成でございます。

私は、反対の立場で討論を行いたいと思います。

承認第2号、第3号とも、09年度の予算関連4法の二つであります。

今、山田議員が、どうせ払わなければならない金ならばという話がありましたけれども、よく考えてみなきゃいけないと思うんですね。

この資料をいただいていますよね。これで特別徴収をされる。その中の例外が書いてありますよね。どういう例外があるかということ、年間の給付額が18万円未満の人、それから特別徴収される額が給付額より大きい人、当たり前でしょう。さっきの18万円だって、これ月に換算すると毎月幾らの収入ですか、1万5,000円ですよ。1万5,000円だったら特別徴収をするということなんです。

確かに憲法の中で、今さら言うまでもありませんけれども、第30条で国民は法律の定めるところにより納税の義務を負うということで、納税義務をうたっております。しかし、ぜひ考えていかなければいけないことは、今申し上げた月1万5,000円の収入で、ほかにある人ももちろんあります。1万5,000円が一つの対象の例外になるわけですから、これを例に考えれば、こんなお金でまず生活ができるでしょうか。納税の義務を実効的に担保するためには、健康で、そして働いて、最低限の生活をする収入がある、それが大前提でなければいけないんじゃないでしょうか。

そういう意味では、憲法第25条にはどういうことを書いているかということ、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると、こういうふうに書いています。ですから、納税の義務、第30条は第25条に支えられて現実的に成り立つ、そういうことでもあります。

そして、それらがさらに土台にならなければいけないのは、憲法の第13条であります。ということが書かれているかということ、すべて国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする、つまり幸せ追求権であります。これをどういうふうに保障していくのか、それが国政に問われる課題なんです。

それを物差しにして考えた場合に、具体的には毎月1万5,000円の収入があると特別徴収をする、取るものはまず先にとにかく取ってしまうなきゃいけない。言葉としては、高齢者である公的年金受給者の納税の便宜を図るとともに、市町村における徴収の効率を図る観点から云々書いていますけれども、実際はまず税金を取ってしまうということですね。

そして、税の制度について見ても、その次に言いますけれども、極めて不公平税制じゃないですか。税における民主主義はどこに担保されているのか、こういうことを考えなきゃいけない

いと思うんですね。

ですから、今の話は特別徴収の話なんですけれども、この条例の中にあります上場株式等に対する特例、あるいは譲渡益に対する特例、これについても具体的に考えてみななければいけないと思うんですね。

この09年度の予算関連4法については、自民党と公明党が賛成をしております。その他の民主党、それから共産党、社民党、国民新党は反対をしております。参議院で否決をされましたけれども、衆議院で再議決で可決をされたという経緯があるんですけれども、例えば上場株式等の配当譲渡益に対する軽減税率、本則は20%ですよ。所得税が15%、住民税5%、それが10%で所得税7%、住民税3%、こういうふうになっておるんですね。これがさきの国会では3年間延長されるというふうになっていたということでもあります。

ところが、昨年のおきに、09年の1月1日から配当は100万円以下部分、譲渡益は500万円以下部分のみを10%の軽減税率とし、11年1月1日からは20%の本則に戻すと、こういうふうに決定をしていたんです。ところが、さきの国会では、10%軽減税率を延長したということになっておるんです。ちなみに申し上げます、国税庁の申告所得の標本調査というのによりますと、国内の年間所得100億円以上の高額所得者は10人で、これらの人の所得が上場株式等の配当、譲渡益が6分の5と推定されていると、こういうことでもあります。試算すると、1人当たり15.4億円、地方税は3.1億円が1人について減税されることになるんですね。

これは私がとっておるんですけど、日本共産党の中央委員会が発行する「議会と自治体」という本があるんですよ。この中に、それぞれの国会で決まった法案の解説が行われておる。それを勉強させてもらおうと、非常にこういう具体的な細かいことが書かれておるんですね。非常に勉強になる。ですから、私はそれが正しいと思っていますから、そのとおりに勉強させていただいて御報告を申し上げておるんでありますけれども、要するに税制においても極めて大企業であるとか資産家の優遇税制というものがやられる割には、本当に収入の低い人たちの民主的な税制というものが行われていかない、こういうことなんですね。

ですから、景気回復策なんて言って目先の補正予算を1次、2次なんて組んでいますけれども、3年だとかそういう時限立法ですよ。こんなことで果たして日本の経済が回復をするか、国民の生活がよくなるか。景気がよくなったというときに、だれの景気を言っているんですか。やはり一番地域に密着している一人ひとりの国民ですよ、住民ですよ。その人たちの生活がどれだけ豊かになったかどうか、それが実感で感じる景気回復なんです。内部留保は120兆円もしながら、その1%吐き出せば30万、40万の非正規雇用労働者を確保できるにもかかわらず、内部留保は守りながら真っ先に非正規労働者の首を切る。こういう資本の倫理、このことが今問われていかなきゃいけないし、それを支える日本国政府のありようについて考えていかなければ、政治の未来はないということです。そのことをぜひお考えいただきたくて、あえてこの

席に立たせていただいた次第であります。

反対討論を終わります。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号を採決します。

承認第2号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、承認第2号は承認されました。

これより承認第3号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第3号を採決します。

承認第3号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、承認第3号は承認されました。

これより承認第4号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 19番 若園五朗君。

19番（若園五朗君） 議席番号19番 若園五朗、新生クラブです。

承認第4号の瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬に関する専決処分の件ですが、この条例については、平成20年9月定例会において5日出された議案の中に月額と日額の違いがあると思えます。

その中で、平成18年4月26日に、「十分に精査された議案の提出を求める決議」の中に、法令審査会の委員に法制執務に精通した職員を任命し十分条例のチェックをしていくと議会で議決しております。また、「このような事態が再び行われることがないように、再発防止に努める」ということも中に書いてございます。

もう一つ、またその法令審査においても、特に専決処分についてのチェックにおいてもそれを十分にするというところで議会で議決しておるところでございますが、今回の非常勤の特別職の報酬審議会等、18委員会あると思えます。そうした中で、9月に条例を改正し、月額、日額の違いの中できょう現在に9ヵ月もたっている状況でございます。

そこで総務部長にお伺いしたいんですが、今まで18委員会の中で何委員会開催され、どのような状況になっているか、その状況。条例は月額になっているにもかかわらず、日額の支給で対応しておるといような矛盾点の中で、9ヵ月間どのような状況でここまで進んできているか確認したいと思います。

質疑内容につきましては自席で行いますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 今の関係、総務部長ということでございますが、この条例、秘書広報課でやっておりますので、私の方でお答えをさせていただきたいと思えます。

今の御指摘いただいた審議会は、ここで掲上しております審議会は18審議会ございまして、実際に支払いをしました審議会は7審議会でございます。それで、先ほど御指摘いただきましたように9ヵ月間も気づかずにおったわけでございますが、昨年9月議会でもって審議会のあり方を検討するというところで、審議会設置条例とセットでこの条例を上程させていただいたわけでございますが、別枠で設けまして審議회를まとめたということでございます。

その後、その当時からまたふえまして今18になっておりますが、明確、簡略にすることで別につくったわけでございますが、「日額」を先ほど御指摘ございましたように「月額」と表示してしまいまして、これ本当にキツネにつままれたような感じで、私たちも、ある職員が気づいて、インターネットのホームページで公開されているのを見まして、おかしいんじゃないかということで早速調査しましたところ、誤植が発見されたわけでございますが、まことにもって申しわけないことです。

ただそれで実態、今支払った事実は、例えば月に2回開いていると、本来であれば月額7,000円で支払わなきゃならないのが倍の1万4,000円払われている事実がなかったかとか、そういうことを調べましたところ、幸いにして月に2回開かれた審議会はなかったということで、

月額であったとしても問題はなかったと。あともう一つ心配したのは、源泉徴収についても月額と日額で違ってないかということを考えましたんですが、報酬であっても給与の源泉徴収票の対象になりまして、3%徴収ということで問題はないということがわかりまして、早速これは直さないかんとということで専決処分をさせていただいたものでございます。

先ほど議員御指摘のように、過去にもこういったことがありまして、法令審議会でもって審議をしながら、万全を期すというふうにお答えをしておったところでございますが、また同じようなことが起きまして、調べますと法令審議会でもやはり審議をした中でだれも気づかなかったということで、本当に「月」と「日」ということで重大な誤記ではありますが、文字が同じようなものでだれも気づかなかったということで、本当に申しわけなく思っておるところでございます。

今後はこういうことのないように、十分組織の中でも、それからチェック体制も万全を期すよう指示をしておるところでございますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

19番（若園五朗君） 会計管理者にお伺いしたいんですけれども、18審議会の中で一応7審議会支出しておるということで、計11回行われたという経緯でございますけれども、きょう現在ですけれども、何人でどのくらいのお金が支出されたか、その辺報告を願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 広瀬会計管理者。

会計管理者（広瀬幸四郎君） 若園議員さんのお尋ねについてお答えいたします。

ただいま企画部長の方より、7審議会ということで開催されておまして、回数にしまして11回分ですが、89名の方に7,000円で合計62万3,000円を、条例の執行日から4月までの中で支払いをしております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

19番（若園五朗君） 法令審査委員会の委員長は総務部長かと私は思っているんですけれども、再度予算提出、そして条例提出、そして議会での議決ということで、非常に議会の方も心苦しく思っておるんです。

今後、今言っている条例、規則、要綱等の再度チェックの方法についてどのようにされるか、ちょっと確認したいと思います。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 市の条例等法令の改正につきましては、瑞穂市の法令審査会の規定に基づきまして、政策審議会、これは部長職をもって構成しておまして、その下部組織とし

て例規審査委員会というのを総務部長以下11名で構成をしております。各担当課から原案が出てきました内容につきまして、形式審査、あるいは内容等、他の法律等の条項も関連の事項を調査しまして議会に上程をするという手続をしておるわけですが、この中でこうしたミスに気がつかなかったという結果になって、まことに申しわけなく思っております。

今後、十分研修を積み重ねて、かかることのないようにしていきたいと思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第4号を採決します。

承認第4号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、承認第4号は承認されました。

これより議案第32号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 9番 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 9番 山田でございます。

議案第32号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例ということ、職員並びに議員、特別職の期末手当の暫定といえども減額という提案を市長がなされました。それにつきまして、市長に2点ほどお尋ねしたいと思っております。

一般職員は、5万人規模の職員の給与体系からいきましても、まだまだラスパイレスからいったら低いと思うんです、随分改善されたと思っておりますが、それに絡んでボーナス、期末手当が支払われておるわけです。よって、そもそも給与体系が低いということは、期末手当も低いということですね。それであるのに、人事院勧告はいろいろ諸般の景気事情からいって、一般企

業からいったら高いと。だから、少なくとも市民のニーズに合わせるためには、どうしても減額をせざるを得ないというようなことで、御存じのように国の方は減額と。それに沿って、堀市長は減額の議案を出された。

それであるならば、提案を出された市長は、全国の5万人規模の給与水準をもらってみえると思うんです。それに基づく期末手当ももらってみえると思うんですね。低いのは、議員は10万円ほど低いわけですね。一般職員も随分低い位置にいると思います。そういうことを改革せずして、提案された人は一人前の水準をもらってみると。そういうお考えについて、どう思っておられるか。少なくとも提案をされる前に、提案された市長の給与とか期末手当とか、そういうのを減額の提案をされるべきじゃないかと。それはなされずに、ラスパイレスの低い職員、議員は10万円程度は安いと思うんですが、それを人事院の勧告だからといって提出された。それはいかがなものか、お尋ねしたいと思います。

大阪の橋下知事、宮崎の東国原知事、近隣でいえば名古屋市の河村市長が誕生されました。いいことはいい、悪いことは悪いとして、国がやられる行政的な通達については是々非々主義でいくと。今までの慣例で、いいことは従うけれども時代の趨勢になっていないことは従わない。反対も具体的に申し上げれば、橋下知事は国の公共事業の地方への補助金制度は納得できないと。かつまた長良川河口堰は治水・利水で工事がなされたと思うんですけれども、これについては利水は基本的には名古屋市は恩恵をこうむらないと。それについて負担金は支払わさせてもらわんということを言われた。

私は、何でも提案したことに対して反対のための反対も言いませんし、賛成のための賛成の議員ではないということを前もって言っているわけですね。市民派の代表の唯一の議員であると。だから、あれはどっち向いておる、こっち向いておるんやと。わっちはどっちもこっちも向いておらへんです。市民に向いておるんです。あれは反対するやろうなあとっておる人は反対するし、あの人は賛成ばかりしておるんじゃないかと、そういう人間じゃございません。ぱっと突然、何でこんなことにその意見を出すんやというようなときにぱっと意見を言う男ですね。それは市民の立場から判断して、公平に意見を申し上げる唯一の議員であるからです。そういうことも十分御理解をしていただいて、まず提案をされた市長にお考えを聞いた後、また質問をさせていただきたいと思います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 山田議員から私の方へ御質問がございましたので、私の方からお答えをさせていただきます。

御質問のように、職員の瑞穂市の場合、ラスが低い。そういう関係で、一律で特別職の方もやっておるんじゃないか。当然、特別職、よそ並みであるからもっと思い切ったことを考えなくてはいけないんじゃないかと、こういうような質問ではないかと思えます。

ラスパイレスのことについてお話を申し上げたいと思います。御案内のように、瑞穂市は岐阜県21市の中では最低のラスパイレスでございます。昨年の1月並びに2月の機構改革、またこの3月におきまして6級制を7級制にさせていただきました。そんなところから、現在の瑞穂市の職員のラスパイレスは89.1でございます。これは21市の中で断トツに最下位でございましたが、今は19番目か20番というところまで来ておりますし、ことしの6級を7級制というところから、今年度末にはこの数字もさらに上がってくると思います。そういう環境もある程度変わってきておるところでございます。

実は、私はいろんな御提案を申し上げるに当たりまして、決してよそよりいろんなことを突出したり、そういうことは考えない。他市並みにしたいということをいつも申し上げております。私の特別職の関係におきましても他市並みでございまして、突出しておるわけではございません。そういう関係から、やはり今回の人事院勧告に基づきましてそれもやっております。また特別なところもありますけど、他市並みということで、大方の他市並みですね。特別なところは除きまして、そういう関係から同率で提案をさせていただいておるところでございます。

御案内のように、きのうの報道でもありましたが、民間は極めて厳しい。夏季のボーナスは20%減だと、こういう報道もされておったところでございます。そんな中におきましての今回0.2ヵ月というところは、大体10%ぐらいになるんじゃないかと思っておるところでございますけれども、またこれは冬季の関係もある、年末の関係もあるわけでございます、そういったところで調整ができればと思っておるところでございます。

今回は、あくまでも他市並みという関係で提案をさせていただいております。御理解をいただきますようお願いを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 市長は、人事院勧告の減額については、他市並み程度だから提案したんだと。私は、たとえ他市並み程度の金額であっても、条例として出された以上、大きいことであろうが小さいことであろうが、これは適正に、厳格に審議をしてくれということで提案されたとは私は思うんですよ。だから私は、賛成も反対もしませんが、瑞穂市の給与体系は、今御答弁のようにラスは一番低いところからちょっと脱出したばっかやと。そんなことを認識されて、他市並みであろうが何だろうが、議案を出す前に、どのように中央に対して、うちの方の給与体系はこうだと。それについてのボーナスの減額については、減額以上の減額をやっておるんやと。だからこういうことについては御理解してほしいということをお聞きされたのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 交渉したかどうかというところでございます。

まだその交渉の段階ではございませんですから、しておりません。御質問がありましたからお答えしたところでございます。よろしくお願ひいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 私は何でそういうことをお聞きするかというと、市長は時折、私は外交マン、セールスマンとして、外の顔としてしっかり交渉して話をしていると。内部的なことは副市長に基本的には任せるということを言っておられますね。内部的な仕事をきちっと任せ、職員が曲がりなりにも喜んで市民のサービスをしなきゃならん立場であるが、こういうラスが低い。おまけにまた減額だということでやらせて、どうして喜んで職員の勤務が果たせるのでしょうか。その辺も市長には責任があると思うんです。外交マンと自負されておるならば、橋下知事、東国原知事、河村名古屋市長のように言うべきことをきっちり、当然のことを言われた上でなぜ議案を出されなかったのか。その辺が腑に落ちんわけです。

私は、堀市長の給与を減額せよとは言っておりませんよ、よそ並みですから。当然仕事も一生懸命やっておられるわけですから、よそ並みの給与をもらっておってどこが悪い。そのままもらってもいいんですよ。もらうべきものをもらって、やるべきことをきちっとやってください。私は減額をせよとは言っておりません。

減額の人事院勧告の通知をうのみにして、交渉もせずに議案を出されたことこそ私はどういうお考えか。それならば出す前に、交渉せんということなら自分がよそ並みにもらっておるんやで、議員とか職員はよそ並みの給与をもらっておらへんのやで、だから減額して出すべきじゃないかなと私は申し上げておるんです。だから給与を減額せよとは言ってはおりませんよ。そういう議案を出されたから申し上げておる。だから、この議案については私は納得できません。

だから、言うべきことを私は言う議員ですから、この減額、人事院勧告の議案を出された以上、のまないとは言っておりませんけれども、現時点の堀市長の行動からいったら、この議案を出すべきではない、まだ交渉もしていないわけですから。僕は堀市長の手腕を高く評価しておるわけですから、高く評価をしておる堀市長がこの議案を出されたことに対して納得できませんので、それを頭に入れておいてください。賛成はいたしません。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 議席番号13番、日本共産党の小寺徹でございます。

議案第32号について質問をいたします。

この議案は職員、議員、特別職の期末勤勉手当を合わせて0.2%減額をすると、そういう内容となっております。それで、もしこの議案が否決された場合には、国の方から交付税のカッ

トとかいろんな制裁措置が来るのかどうか、お尋ねしたいと思います。

さらにもう1点、以前に松野市長のときに、職員の給与改定があったときは、職員の給与を引き下げするという内容の人事院の勧告がされて、それを実施するための条例改正を提案されました。国の方は、引き下げを4月にさかのぼって実施をするということを決めておったわけですが、松野市長の提案のときにはさかのぼらずに翌年の1月から実施をするということをお勧めされ、職員の皆さんはもらった給与を還付するとか、そういうことがなかったわけでありまして、これも国と違った方法で対応されたことを記憶しております。

そのときに、瑞穂市に対して国の方から何らかの制裁措置があったのかどうか。あったと聞いておりませんが、確認のためにあったのかどうかお尋ねしたいと思います。以上です。  
議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、小寺議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

今回は、既に新聞紙上でも報道されておりますように、急激な経済危機を反映した民間の夏季の賞与が減額されるという報道がなされまして、国の人事院が4月1日から調査をされまして、それが1ヵ月ぐらいでまだ8割方回答がない時点で、やはり減額が顕著であるということで、5月1日付をもって人事院勧告がなされました。

その勧告がなされたと同時に、国の方から県を通じまして全国の市町村にも流れたわけですが、これを見ておきますと、その8割方、まだ未回答の中でありながらも13.2%ぐらいの減額が見込まれているというようなことございまして、それでもって6月のちょうど支給時期になりますので急いで直されたということで、全容はつかめられていない状況でありながら顕著さがあるから対応しなさいということでございます。

それでもって、今御指摘のような制裁措置があるということではなく、私どももこの文案から判断をしておるところですが、地方公務員法第59条、それから地方自治法第245条の技術的な助言ということで、各自治体についてもこういった事実をしんしゃくした判断をしてはどうかという技術的な助言という範疇で考えておるところございまして、それは裁量権がゆだねられておるところでありますから、それをもってして制裁があるとは思っておりません。

また2点目の、過去の給与の遡及をしなかったことについてのことでございますが、これは平成15年度の給与改定があったわけでございますね。引き下げが御指摘のようにあったわけですが、これは遡及措置で4月からさかのぼってということございまして、当市においてはこれは9月議会で成って、4月から9月分については遡及をしなかったわけでございます。

そのときには、全国的にはそういった措置を決定した自治体は少なかったと思っておりますが、具

体的にそれをもってして交付税が減ったとか、そういった事実はないというふうに思っておりまして、仮にそういったことをしんしゃくされても向こうは公表されるとは思いませんので、制裁措置はなかったものというふうに解釈しておるところでございます。以上でございます。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 4番 西岡一成でございます。

まず第1点目は、県の人事委員会は国の人事院勧告を見送ったということでありまして、その理由ですね。これは一体どういうことであったのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

そして、そういう県人事委の判断というものをどういうふうに瑞穂市としては考えたのか。参考にはしなかったのかということについてお聞きをしたいと思います。

そして、先ほど山田議員の質問にも関連いたしますけれども、類似団体と比較した場合、平均で年額どれだけの格差があるのか。これを職員の場合、そして議員の場合はどうかということについて、まずもお聞かせをいただきたいと思っております。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 人事院の勧告については、5月13日に人事委員会の委員長から県知事に出されたということの文書を県を通じて入手しております。

これを読んでおりますと、冒頭に、先ほど申しましたようないわゆる国の人事院の経緯を示しながら、中段部分でもって、全国的には本年の民間企業の夏季一時金が大きく落ち込んでいる状況にあることは推認できるものの、調査対象とした企業の約8割においては夏季一時金の支給額が未定となっており、現段階では予測値にすぎないということを述べまして、ですから予測値の段階で県としてはまだ判断を示しづらいということで、例年ですと前年の8月からその年の7月までの1年間に民間事業所で支払われた特別給の支給実績を正確に把握し、支給割合に換算して比較を行ってきておりという、例年のスタイルを示しております。ですから、県としては例年どおり行いたい。仮に国からそういった文書が流れてきたとしても、8割がまだ未回答の状況で、推定値でもって早計に判断はしがたいという判断を示しておるようでございます。

御承知のように、県は独自で人事委員会という組織を持っておりまして、調査をされておりますが、当市においては人事委員会はございませんので、従前から国及び県の人勤の判断に準拠しつつ、市としての考えをやってきておるわけですが、過去においては、先ほど小寺議員の御指摘のように、国や県の人勤の判断と異なった行政判断をしておるわけですが、ただし今回については、先ほど市長が述べましたように、民間の経済状況が非常に悪く

て民間労働者の夏のボーナスが減額されるということで、痛みを分けるという意味合いでもって今回の条例上程になったわけでございます。

あと、2点目の類似団体と比較してどうかということでございますが、そういったデータはちょっとまだ今の時点では把握しておりません。

今回行いましたのは、県内の他の市がどのように対応するかということをお互いに情報交換し合いまして、郡上市が積極的に調べていただいた資料をもらってうちも判断をしていったわけでございますが、この減額率についても、国は0.2ヵ月分ですが、自治体によっては0.15月分で行っている自治体もあるようでございます。山口市とか本巢市もそういった考えでございますが、それには背景がございまして、既に給与自体を下げていると、財政逼迫の中で見直しをしているというところもございまして、そういった団体については0.2ヵ月ではなくて0.15で行っているというようなことを聞いております。これも月数でもって聞いておるだけで、具体的な金額等については調べておりません。

実際、調べるといいいまして、そういった個々の情報については自治体もなかなか把握しづらいし、平均的な数値は毎年公表しておりますが、そういったデータしか拾えませんので、具体的な数字であらわすということは検討はしておりません。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 今答弁の中で、国及び県の人事委員会の考えに準じてということと言われたと思うんですけども、県の人事委員会は調査対象の8割が未定だと。現段階で推定値で人勧の実施をすることはいかなものかということでもって、前年の8月から7月までを見きわめながら例年どおり実施をしたい。したがって、今回は見送るということの、今答弁だったと思うんですね。

とすると、冒頭申し上げたように、国の人勧の考えに準じて、県の人事委員会の態度に準じてということであれば、今言った根拠というものをどういうふうに市として考えたのか、このことが問われると思うんです。しかしながら、今の答弁ですと、具体的な類似団体との比較に関する調査もしておりません。情報交換をしたのは、他の市がどう対応するか。何を考えておるかということになる。ほかの市がどう対応するかということについて情報交換をする。そうではなくて、今の状況の中で、瑞穂市として職員給与、そして議員報酬を基礎にした手当をどのようにするか、このことが問われておるときに、よその自治体がどうなっているかということの情報を交流するんだなんていうことは、全く問題解決に向けてクローズしておるんですよ。非常に私に言わせれば思考停止している。

先ほど、他市並みということも市長は言われたけれども、下げることは他市並みで、上げることはどうなんだと、逆に言うと。やはりそのためには、今の瑞穂市の現状が、職員給与、そ

れから議員報酬がどうなっているかということ踏まえて方針を決めなきゃいけない。

結論は山田議員と同じ、出すべきではなかったと思いますけれど、そうやらないと、例えば議員報酬にしても、中央の人勤というのは全国の網をかけておるわけでしょう。だとすると、平均的には大体5万規模で40万くらいですよ。だから25万5,000円というのと14万5,000円ですか、合併してからずっと大体6割ですよ。ずっと4割カットで6年目に突入しておるんです。これを通算して考えたときに、900万くらいになりますよ。県がこの前何%かカットした。そういうこともあって、具体的には見送りのことにも全く関係ないわけじゃないと思うんです。瑞穂市なんか、職員給与にしても、議員報酬にしてみたって、そんな2%や3%じゃないですよ。

問題は率ね、10%だからと言うんだけど、国の要するに基準の絶対枠と瑞穂市の職員の給与の絶対枠と、絶対枠で比べたときに、さっき言ったラスパイレスは89.1でしょう、上がった、上がったと言っている。そもそもそれだけの格差があって、削るときだけは同じ率で削っちゃうとなったら、格差がいつまでたっても是正されないじゃないですか、ほうっておいたら。だから自分の判断が必要なんです。自分たちの判断が必要なんです。それを今聞くと、これは自分たちの判断というよりも思考停止で右に倣えと。しかも、県の人勤の考え方に準じてというんだったら、準じていますか、これ県の考え方に。これ準じているんですか、今の具体的な提案をしたということについて。どうですか。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 県の人勤に準じてというのは、従前そういったスタイルをとりながらやってきたということを御説明申し上げたわけございまして、今回は県の人勤には沿っておりません。国の人勤が示された、その内容をしんしゃくしまして、今回の条例改正を行ったものでございます。

先ほど類似団体のお話も出ましたんですが、類似団体もいろいろとらえ方がございまして、全国レベルでの類似団体といいますと19団体あるわけございまして、これは人口規模並びに産業構造というものがございまして、そういった形でとらえておりまして、なかなか比較検討が難しいんですね。

例えば、同じ岐阜県では瑞穂市と美濃市と、それから山県市が類似団体ということでとらえておるわけございまして。そういったこともありますので、先ほど申しました県内の情報についても入手したということございまして、兵庫県とか山梨県とか、あちらこちらの自治体がございまして、そういったところから一々入手してどうのこうのというレベルではなかったことと、期間的にもということございまして、御理解賜りたいと思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 以上ということですがけれども、先ほど申し上げた、要するに類似団体との比較においてどうなのか、その類似の団体はどう規定するかという問題はあるにしても、そういう努力をしたかどうか。そして、それを踏まえた上で人勤の方針をどういうふうにして受け対応するかということが必要ではなかったかということをお願いしておるわけなんです。

そこら辺がなかったということについて、もう少し深く考える必要があったんじゃないですか。今恐らく近辺というか、その他の自治体の中でも、どうしようか、こうしようか、悩んでいるところもあるかもしれませんが、やっぱり。それで出さずにそのまま置いておこうかというところもあるかもしれない。それは一生懸命具体的に考えるからですよ。だから非常に安易に過ぎるんじゃないかということなんです。

もう出てしまっているから、あまりそのことでとやかく言い続けても切りがありませんからやめておきますけれども、今後のためにもやはり思考停止はだめだと。中央の通達をそのままやるんじゃなくて、宮崎にしる、大阪にしる、名古屋市にしる、その他の県知事においても中央にはっきり物を言う、中央の言いなりにならないというのが地方分権の流れですので、そのところを十分わきまえないと、中央集権そのものの政治を行うことになる。そのところだけちょっと一言、反省を含めて言うことはありませんか。なければいいですよ。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 今の御指摘について、ちょっと反論めいたことにはなりますが、ラスパイレスの改善が、先ほど市長申しましたように、従前86.2から89.1に上昇したわけですね。これは県下で特筆するということで、新聞紙上で2.9ポイント上がったということが大きく報道されております。

ラスパイレスがこれほど改善できるということは、先般6級制から7級制の給与体系にしていただいたとか、そういったことで職員にとっても非常にプラスになっておるわけでございます。ですから、一方でそういった給与改善もお願いをしておるところでございますので、今回についてはぬくぬくとしているというイメージじゃなくて、やはり痛みは当然分け合うというような意味合いもあって、私たち公務員も同じようなということを考えたわけございまして、そういったラスパイレスの改善についても一方ではやっていただいている。それについての議会並びに市民の方も御理解を得ているということがございますので、そういった判断をしたということでございます。

決して横並びということではございません。それぞれ突出したことはできないにしても、やはりそれなりの行政判断というか、精査をしながら今後は進めてまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 11番 松野藤四郎君。

11番（松野藤四郎君） 議席番号11番、民主党の松野でございます。

それぞれ議員の方から質疑が出ておりますが、あと簡単に言いますと、全国に46都道府県あるんですが、きのうの新聞を見ていますと、36の都道府県は減額を一応やるというようでございますが、11県2市は、岐阜県の見解ですと人事院の調査は予測値にすぎないと。それから、兵庫県ですと支給額未定の企業が多い、こういうことが理由でまだ検討をしておる段階だというふうに思いますが、まずここら辺を瑞穂市としてどのように評価しているかと、ここをまず1点聞きたいと思います。

景気が悪くなりますと、企業というのは人を解雇するというのが経費の節減で第一になるわけですけど、優秀な企業といいますか、優秀な社長さんの見える企業は、株式の配当をしないとか役員の賞与を払わないというふうで、会社内にお金を保留すると。これを景気対策といえますか、社員にお金を還元すると。そして、ここ二、三年の不況を乗り越えるという優秀な社長がお見えです。

私の言いたいのは、先ほど市長の方から89.幾つのラスパイレスという話がありましたんですが、2%程度が上がったという企画部長の方からのお話ですが、それはいかにも給与が低かったという現実ではないかというふうに思いますね。ここもあわせて御答弁を願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは御答弁させていただきます。

先ほど御指摘がございました、県も含めた53団体、36都道府県と14政令市、3市区が凍結措置を実施しまして、凍結措置を見送ったのが13団体、11県と2政令市があるというデータをいただいております。

この見送りの主な理由は、既に独自の給与減額措置を行っている。あるいは夏季一時金決裁済みの民間事業所等が少ないと、さまざまな理由がございます。岐阜県においても、先ほどお答えをさせていただきましたような理由でもって、国の特別調査結果は予測値で未定事業所が多いというふうには回答されておりますが、新聞紙上の報道を見ますと、岐阜県は既に財政悪化に伴いまして、職員給の本給を7%から3.5%の範囲で下げてみえるという実績もありまして、そういったものも勘案されているというような新聞報道がされております。ただ、岐阜県も12月についてはまとめてやると言っておりますので、最終的には12月で調整をされるということだと思えます。

ただ、当市においては、国の助言でもありましたように、6月でもう既に減額が見込まれていると。12月についても、やはり同様な減額が想定されるということをおっしゃって、そ

それを12月に一遍に減額するとなりますと大きな減額になりまして、これが例えば住宅ローンを組み立てる、ボーナス返済払いなんかをしてみえる場合には6月と12月ということで返済をしてみえると思いますが、12月だけで一遍に精算してしまいますと、12月のボーナスがごぼっと減ってしまって、それこそ返済金額にも満たないような場合もあるわけでございまして、そういったことを勘案しますと、やはり平準化させるということもありまして、6月に一部凍結しておいて、また12月に凍結があればまたそれを加えていくといった措置の方が、職員の福利厚生の方から考えてもいいのではないかなというふうに考えたところでございます。

全部の御質問に対して答えになっているかどうかわかりませんが、そういったことで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

11番（松野藤四郎君） 岐阜県においては、財政悪化ということで職員の給与等を減額したということで、意味はわかります。なおかつ、この2割削減という形は、知事の英断でやらないと。私は優秀な知事だと思っております。

瑞穂市において税収の減というのは、3月の議会の中で法人税等の税の減収がありましたが、数億円だと、影響は少ないということであるとともに、財政豊かな瑞穂市がなぜ人事院の勧告に基づいて素直にやるのか、ここの真意を聞きたいと思ひます。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今、松野藤四郎議員から財政豊かな瑞穂市がと、こういう御質問でございます。

数字の面ではいいわけでございますが、事業をいろいろ含めてみますと、決してよくはないということは御理解をいただきたいと思ひます。それはまたいろんな面でお知らせをさせていただきます。

実質公債費比率にいたしましても、数字の面ではいいわけでありまして、事業等勘案しておりません。そういうことを含めると、決してよくはないということをお理解いただきたい。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

11番（松野藤四郎君） 今の政府といひますか、見ていますと、これは与党がどうも次の何かの戦いのためにやっておると、労働者いじめだと、こういうふうにおもうわけでございます。

あとは採決のときにしっかりと意思表示をしたいと思ひます。以上でございます。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 13番 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 議席番号13番、日本共産党の小寺徹でございます。

議案第32号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、反対の討論をいたします。

改正の内容は、職員、議員、特別職職員の期末勤勉手当、合わせて0.2%の減額をするという内容でございます。

議会の始まる前に市長があいさつに見えまして、きのう発表にあったGDP（国民総生産）が15.2%減ったということと言われ、民間企業が非常に苦労していると。だから、今回のこの提案にもぜひよろしくというあいさつをされました。

このGDPの下がった原因は、国内の内需の減であるということが指摘されております。物をつくっても売れない、だから生産を減らす、それが大きな原因でございます。内需の減の原因は、働く労働者の賃金が下がった。人事院が調査して勧告したように、手当も減っている、賃金も下がっている。さらに非正規職員の首切りが発生をして、そのことによって内需が大きく後退したのが原因でございます。

今政府は、景気回復を第一ということで、補正予算を第3次まで組んでやっております。内需拡大ということが叫ばれておりますけれども、そういう中で、今回特に公務員全体の手当0.2%を減額するということは、内需を拡大するのではなくて購買力を減らすことになるのではないのでしょうか。このことでは景気は回復いたしません。そういう点で、私は今回の期末勤勉手当、合わせて0.2ヵ月分の減額については反対でございます。

以上、反対討論といたします。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

議案第32号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第32号は可決されました。

これで、本日の日程はすべて終了しました。

#### 閉会の宣告

議長（小川勝範君） 会議を閉じます。

平成21年第1回瑞穂市議会臨時会を閉会します。御苦労さんでした。

閉会 午後2時27分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成21年5月21日

議 長 小 川 勝 範

議 員 藤 橋 礼 治

議 員 若 園 五 朗